

令和6年1月定例教育委員会資料

令和6年1月22日（月曜日）

奄美市教育委員会

令和6年1月定例教育委員会

1 日 時 令和6年1月22日（月曜日） 午前10時～

2 場 所 本庁舎6階中会議室

3 開 会 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 「12月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員，教育長等の業務報告について

(3) 議案第4号 奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例
の一部を改正する条例について

(4) 報告第11号 奄美体験交流館の指定管理者の指定について

5 その他

議案第 4 号

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定したいので，奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和6年1月22日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

奄美市任期付市費負担教職員の採用，給与及び勤務条件等に関する条例（令和2年奄美市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

60	266,600
61	267,500
62	268,200
63	269,000

64	269,600
65	270,300
66	271,500
67	272,600

別表第2中「59」を「60」に改め、同表に次のように加える。

61号給から64号給までの号給	3,600
65号給から67号給までの号給	3,700

別表第3中「7,200」を「7,974」に、「7,267」を「8,041」に、「7,335」を「8,113」に、「7,402」を「8,181」に、「7,474」を「8,253」に、「

6	7,560
7	7,641
8	7,722
9	7,798
10	7,893
11	7,983
12	8,073
13	8,158
14	8,257

15	8,356
----	-------

」を「

6	8,338
---	-------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、改正前の奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

報告第 11 号

奄美体験交流館の指定管理者の指定について

奄美体験交流館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求め令和 5 年 12 月 27 日に議決されましたので教育委員会に報告します。

令和 6 年 1 月 22 日提出

奄美市教育委員会教育長 村田 達治

記

1 公の施設の所在地及び名称

奄美市住用町大字見里 1084 番地 1

奄美体験交流館

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

奄美市名瀬真名津町 11 番 5 - 31 号

特定非営利活動法人 健康ど宝

理事長 実 和則

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで